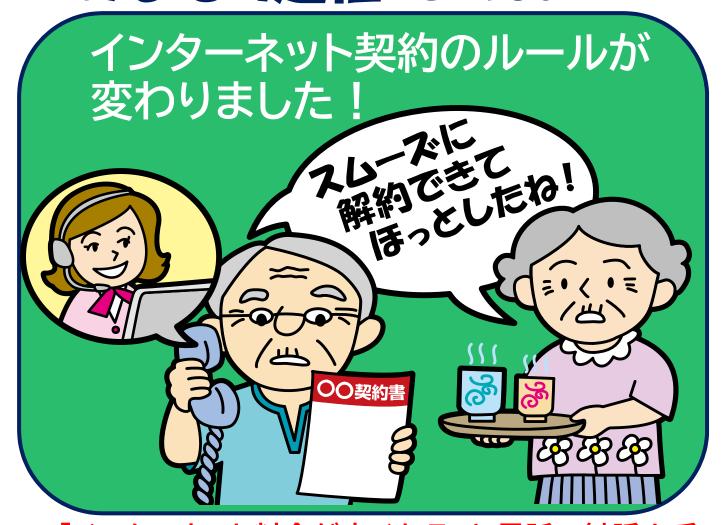
## みまもい通信 その160 <2022年8月4>



「インターネット料金が安くなる」と電話で勧誘を受け、契約後にトラブルになったという相談が多く寄せられていましたが、このたび、契約のルールが変わりました。

①電話勧誘では書面を用いて説明②解約に伴う違約 金の上限は月額利用料まで③スムーズに解約できるよう にすることが義務化されました。

契約前に書面で内容を確認し、十分に説明を受けた上で契約しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(2728-2121)又は消費者ホットライン(27188)へ